

大泉学園町長栄会 会則

第1章 総 則

【名 称】

第1条・本会は、大泉学園町長栄会と称する。

【事務所】

第2条・本会の事務所は大泉学園町長栄会会館内に置く。

【区 域】

第3条・本会の区域は、次のとおりとする。

大泉学園町7丁目 18番8号・19番1～5・27～30・35・47・48号、20番、21番、22番1号・10～14号

大泉学園町8丁目 1番、2番34～37号・40号、3番26～27号・4～9番、10番12・13号、11番、12番～25番、27番、29～36番、

大泉町3丁目 38番10～14号・18号・19号・33号

【目 的】

第4条・本会は、以下に掲げる地域的な共同生活を行うことにより、会員相互の親睦をはかり、融和共同して会員の福祉厚生増進につとめ、防火・防犯・防災を強め、交通安全、衛生の強化、敬老活動及び女性活動を助けると共に、青少年の育成につとめ、良好な地域社会の維持および、この会を発展させることを目的とする。

(1) 区域内会員相互の連絡に関する件

(2) 地区の環境整備、その他共同施設に関する件

(3) 会館の維持管理に関する件

(4) 会員相互の親睦に関する件

(5) 会員の福祉、防火、防犯、防災、交通安全、広報、環境厚生、会員増強に関する件

(6) 老人クラブの活動の援助に関する件

(7) その他会員の要望により、会として必要と認められた件

第2章 会 員

【資 格】

第5条・本会の会員は、第3条に定める区域内に住所を有する個人とする。

【会 費】

第6条・本会の会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

【入 会】

第 7 条・第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

【退会等】

第 8 条・会員が次の各号に該当する場合には退会したものとす。

(1)第3条に定める区域に住所を有しなくなったとき。

(2)会員から別に定める退会届が会長に提出されたとき。

2 会員が死亡または失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役 員

【役員の種類】

第 9 条・本会に、次の役員を置く。

(1)会 長 1 名

(2)副会長 若干名

(3)総 務 若干名

(4)会 計 若干名

(5)部 長 若干名

(6)監 査 2 名

【役員の仕事】

第10条・会長は、本会を代表し会務を統括し、業務の運営をはかる。

2 副会長は会長を補佐協力し、会務にあたり、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 総務は、会長を補佐し、業務運営について実行する。

4 会計は、本会の財務、運営管理にあたり、予算に基づき決算報告書を作成し、会計監査を経て、総会に報告および役員への諮問に答える。

5 部長は、各々その部門に関する業務を統括し、行事その他を会員に知らせ、会員相互の親睦や連絡調整に関して会長を補佐する。

6 監査は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)本会の会計および資産の状況を監査すること。

(2)会長、副会長およびその他役員の仕事執行の状況を監査すること。

(3)会計および資産の状況または業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4)前号の報告のため必要があると認めるときは、総会の召集を請求する事。

【役員任期】

第11条・役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 役員に空位を生じ後任者が定まった場合は、前任者の残任期間を任期とする。

3 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

【役員選出】

第12条・本会の役員は、役員選考委員会により選考され、総会で決定する。

2 監査は、会長、副会長、総務、会計並びに各部長を相互に兼ねることはできない。

第4章 組織

【支部】

第13条・それぞれの会員が所属する世帯を単位に、概ね10世帯から15世帯を目安に組を編成し、数組を単位に支部を編成する。

【支部長選出】

第14条・支部長の選出については、各支部において互選し、役員会にて承認する。

2 支部長は、各支部を代表し第4条の目的達成のため助言協力する。

3 支部長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

【部門設置】

第15条・本会は、第4条の目的を達成するため、次の部門を置く。

(1)生活安全部

(2)環境厚生部

(3)広報部

【顧問】

第16条・本会は、役員会の推薦により総会の承認を経て、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長の諮問により本会の業務運営に対し、会の目的達成のため助言協力する。

第5章 総会

【総会の種別】

第17条・本会の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

【総会の構成】

第18条・総会は、会員をもって構成する。

【総会の業務および役割】

第19条・総会は、この会則に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

【総会の開催】

第20条・通常総会は、毎年度決算終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。
- (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第10条第6項第4号の規定により、監査から開催の請求があったとき。

【総会の招集】

第21条・総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号または第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項およびその内容並びに日時および場所を示して、開催日の30日前までに文書をもって通知しなければならない。

【総会の議長】

第22条・総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

【総会の定足数】

第23条・総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

【総会の議決】

第24条・総会の議決は、この会則に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【総会の議決権】

第25条・会員は、総会において、各々1個の議決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の世帯単位により表決を行うことができるものとする。

- (1) 町会費の額の変更。
- (2) その他役員会で適当と認められた件。

【総会の書面表決権】

第26条・総会に出席しない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる

2 前項の場合における第23条および第24条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

【総会の議事録】

第27条・総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 会員の現在数および出席者数(書面表決者および表決委任者を含む)

(3)開催目的、審議事項および議決事項

(4)議事の経過の概要およびその結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

第 6 章 役員会

【役員会の構成】

第 28 条・役員会は、監査を除く役員をもって構成する。

【役員会の権限】

第 29 条・役員会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会議決事項の執行に関する事項

(3) 定例会に付託すべき事項

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

【役員会の招集等】

第 30 条・役員会は、会長が必要に応じて招集する

2 会長は、役員 4 分の 1 以上から会議の目的である事項を示した書面をもって招集の請求があったときは、30 日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を示した書面をもって、15 日前までに通知しなければならない。

【役員会の議長】

第 31 条・役員会の議長は、会長がこれにあたる。

【役員会の定足数等】

第 32 条・役員会には、第 23 条、第 24 条、第 26 条および第 27 条の規定を準用する。

第 7 章 定例会

【定例会の構成】

第 33 条・定例会は、役員および部員・支部長をもって構成する。

【定例会の権能】

第 34 条・定例会は、次の事項を協議する。

(1) 役員会から付託された事項の執行に関する件

(2) その他必要事項

【定例会の招集等】

第35条・定例会は、年3回 6月・10月・2月に会長が所定の日に、これを招集する。

2前項の規定に関わらず、会長は必要に応じ臨時定例会を招集することができる。

【定例会の議長】

第36条・定例会の議長は、会長がこれにあたる。

【定例会の開催要件】

第37条・定例会は、構成員の2分の1以上の要求がある場合には、開催しなければならない。

第8章 支部長会

【支部長会の構成】

第38条・支部長会は、会長および支部長をもって構成し、総会議決事項の連絡・調整を行う。

2前項の規定に関わらず、会長は必要に応じその他の役員を構成員とすることができる。

3支部長会は、必要に応じて会長が招集する。また支部長の2分の1以上の要求がある場合には、開催しなければならない。

第9章 資産および会計

【資産の構成】

第39条・本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生じる果実
- (5) その他の収入

【資産の管理】

第40条・本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

【資産の処分】

第41条・本会の資産で第39条の第1号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、または担保に供する場合には、総会において3分の2以上の議決を要する。

【資産の支弁】

第42条・本会の経費は、資産をもって支弁する。

【事業計画および予算】

第43条・本会の事業計画および予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の決議を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。
2 前項の規定に関わらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間、前年度の予算を基準として、収入支出をすることができる。

【事業報告および決算】

第44条・本会の事業報告および決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等を作成し、監査役員の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

【会計年度】

第45条・本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に日終わる。

第10章 会則の変更および解散

【会則の変更】

第46条・この会則は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、かつ練馬区長の認可を受けなければ変更することはできない。

【解散】

第47条・本会は、地方自治法260条の2第15項において準用する民法68条第1項第3号および第4号並びに第2項の規定により解散する。
2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承認を受けなければならない。

【残余財産の処分】

第48条・本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を経て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第11章 雑 則

【備付け帳簿および書類】

第49条・本会の事務所には、会則、会員名簿、認可および登記に関する書類、総会および役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿および書類を備えておかななければならない。

【委 任】

第50条・この会則の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て役員会が別に定める。

付 則

- 1.この会則は、平成 13 年 7 月 29 日から施行する。
- 2.第 6 条の町会費年額 1800 円は、平成 21 年 4 月から施行する。
- 3.慶弔規定細則(1)は、平成 21 年 4 月から施行する。
- 4.役員選考委員会細則第 2 条は、平成 21 年 4 月から施行する。
- 5.本会の設立初年度の事業計画および予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 6.本会の設立初年度の会計年度は、第 45 条の規定に関わらず、設立認可のあった日から平成 14 年 3 月 31 日までとする。
- 7.第 3 条・第 15 条・第 35 条・第 37 条は一部改定し、平成 27 年 7 月 18 日から施行する。

役員選考委員会細則

- 第 1 条・この細則は、会則第 12 条の役員候補者の選考についてここに定める。
- 第 2 条・役員選考委員会は、顧問、副会長、総務、会計、各部長、必要に応じ支部長から選出できるものとし、委員長は互選とする。
ただし、適任者を選出できない場合は、会長が任命するものとする。
- 第 3 条・役員選考委員会は、自薦、他薦を含む選考の手続を、広報などを通じ会員に周知する。
- 第 4 条・役員選考委員会は、会員の中から会長候補を選考する。その他役員の選考は、推挙された会長候補者と選考委員で協議選定し、総会にはかる。
- 第 5 条・役員選考委員会は、総会において決定後は解散する。

慶弔規定細則

次の事項に該当するときは、それぞれの慶弔慰金品等を贈呈する。

- (1) 会員が出産したときは、出産祝金 5,000 円
- (2) 入学祝 小学校一年生に入学祝い品を贈呈する。
- (3) 長寿祝 敬老の日に祝い品を贈呈する。
- (4) 転退任 役員が転退任のとき、就任年数、功労等鑑み役員会で協議のうえこれを行う。
- (5) 見 舞 役員が疾病 2 週間以上の入院等 5,000 円
- (6) 弔 意 会員が死亡したとき 5,000 円
役員が死亡したとき 10,000 円と生花
ただし、会員が本会に著しい功労があったと認められる場合は、役員会で協議のうえ、役員に準ずる。
- (7) 災 事 会員が天災その他により見舞いの必要があると認められたときは、役員会で協議のうえこれを行う。

会館運営規定

設立経緯

大泉学園町長栄会の会員が、会館建設を目標に資金を永年積み立て会館建設委員会を設け、自治法に基づく会則に変更、地縁法人化、建設用地の取得と共に協定通路の認定を受け、関係官庁への諸申請に携わり、練馬区から建築資金の一部助成金で本会館が建設されたものである。

総 則

- 第1条・会館は、大泉学園町長栄会会館、通称「長栄会会館」と称する。
- 第2条・会館は、練馬区大泉学園町8丁目35番6号に所在する。
- 第3条・会館は、鉄骨コンクリート造り2階建、延べ床面積130.4㎡とする。
- 第4条・会館は、大泉学園町長栄会会則第4条の目的達成のため使用する。
- 第5条・会館の運用については、会館管理委員会を設け別途定める。
- 第6条・会館の維持管理については、会館管理委員会を設け別途定める。